

○三鷹市総合保健センター条例施行規則

平成9年7月29日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市総合保健センター条例（平成9年三鷹市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成28年規則55号〕）

(団体登録)

第2条 条例第4条第2項の規定により三鷹市総合保健センター（以下「保健センター」という。）の施設を使用しようとする団体は、三鷹市総合保健センター使用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 団体登録の資格要件等は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により申請をした団体を登録したときは、使用団体登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を当該団体に交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める団体については、第1項の申請書の提出及び前項の登録カードの交付を要しないものとする。

（全部改正〔平成28年規則55号〕）

(使用の申請及び承認等)

第3条 前条第3項の規定により登録カードの交付を受けた団体が、保健センターの施設を使用しようとするときは、別表第1に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に使用の申請をしなければならない。

2 市長は、別表第1に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する団体を決定するものとする。

3 市長は、別表第1に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定するものとする。

4 前2項の規定により決定を受けた団体は、施設の使用開始前までに条例第7条第1項に規定する施設の使用料を納入し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該使用料を口座振替の方法により納入する場合にあっては、使用日の属する月の翌々月の初日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）に納入するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（全部改正〔平成28年規則55号〕）

（登録カードの提示）

第4条 前条第4項の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、保健センターの使用の際、市長に登録カードを提示しなければならない。

（追加〔平成28年規則55号〕）

（使用の承認の取消し等）

第5条 市長は、条例第6条の規定により保健センターの使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市総合保健センター使用承認取消し等通知書（様式第3号）により使用者に通知する。

（追加〔平成28年規則55号〕）

（使用料の減免）

第6条 条例第8条の規定により保健センターの施設の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 三鷹市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額免除
- (2) 障がい者（児）で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除
- (3) 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用する場合 全額免除
- (4) 市長が別に定めるところにより、あらかじめ三鷹市に減額利用の登録をした団体が学習又は会議の目的のために使用する場合 2分の1減額

- (5) 使用料を口座振替の方法により納入する場合において、使用者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合
- 2 前項の規定により施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市総合保健センター使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる場合における施設の使用料の免除の資格要件並びに同項第4号に掲げる場合における施設の使用料の減額の資格要件及び登録手続等は、市長が別に定める。

（追加〔平成28年規則55号〕）

（使用料の還付等）

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できない場合 全額
 - (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合 全額
 - (3) 三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 市長が必要があると認める額
- 2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、三鷹市総合保健センター使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該還付を受ける者が新たに同一料金の保健センターの施設の使用の承認を受けたときは、市長は、還付すべき使用料をこれに充当することができる。

（追加〔平成28年規則55号〕）

(特別の設備等の承認手続)

第8条 条例第14条ただし書の規定により使用者が施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(追加〔平成28年規則55号〕)

(入館の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、保健センターへの入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不適當と認めるとき。

(追加〔平成28年規則55号〕)

(使用者の義務)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設並びに設備及び器具の使用を適正に行うこと。
- (2) 使用人員は各室の収容定員を標準とすること。
- (3) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- (4) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。
- (5) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(追加〔平成28年規則55号〕)

(事業の実施に係る開館日及び開館時間)

第11条 条例第12条の規定により、保健センターが実施する事業の開館日及び開館時間は、別表第2のとおりとする。

(追加〔平成28年規則55号〕)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成28年規則55号〕)

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月1日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による保健センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(追加〔平成28年規則55号〕)

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の3月前の1日から10日まで	使用日の属する月の2月前の1日から使用日当日まで
市外団体	—	使用日の属する月の1月前の1日から使用日当日まで

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該施設に空きがある場合に限る。

別表第 2（第11条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）

事業名	開館日	開館時間
条例第3条第1項に規定する各事業	市長が別に定める日	市長が別に定める時間

様式第1号(第2条関係)

(表)

年 月 日

三鷹市総合保健センター使用団体登録申請書

(あて先) 三鷹市長

下記のとおり三鷹市総合保健センター使用団体登録申請を行います。

フリガナ				登 録 番 号 (※)
団 体 名				
代 表 者	フリガナ		電 話	
	氏 名		F A X	
			携帯電話	
	生 年 月 日		年 齢	
	住 所			
	勤務先・学校等	名 称	住 所	電 話
連 絡 先	フリガナ		電 話	
	氏 名		F A X	
			携帯電話	
	住 所			
	メ ー ル			
使用施設				
団 体 の 状 況	活 動 内 容			
	構 成 員 数		主 な 構 成 員	
	主 な 活 動 曜 日		主 な 活 動 時 間	
	入 会 金		会 費	
	入 会 条 件		団 体 紹 介 ・ 会員募集の希望	
	団 体 か ら の お 知 ら せ			
減免及び 免除(※)				

(※) 印の箇所は、記入しないでください。

○この申請書の内容は、電子計算組織に記録されます。

(裏)
登 録 名 簿

No	氏名	年齢	住所（自宅）	連絡先	会社（学校）名・所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※会社（学校）名・所在地の欄は、市外在住で市内に在勤・在学の場合に記入してください。

様式第2号(第2条関係)

(表)

使用団体登録カード
(バーコード) (登録番号)

(裏)

団体名			
減免		更新日	

- 施設をご利用の際は、必ずこのカードを提示してください。
- このカードは、他人に貸さないでください。
- 団体登録内容に変更があったとき又はカードを無くしたときは、必ず届け出てください。
- このカードは、折り曲げないでください。
- このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

電話

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

三鷹市総合保健センター使用承認取消し等通知書

住所

氏名

様

三鷹市長 氏

名印

年 月 日付けで承認した三鷹市総合保健センターの施設の使用につ

いて使用承認を〈取り消す・制限する・停止する〉ことを通知します。

1 使用承認の内容

(1) 施設名

(2) 使用日

(3) 時間区分

(4) その他

2 理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

三鷹市総合保健センター使用料減免申請書

(あて先) 三鷹市長

申請者	住所
	氏名 ⑤
	電話

年 月 日付けで使用の承認を受けた施設の使用料について、次のとおり減額・免除を申請します。

団体名		
代表者名		
団体区分	☐ 市内団体	☐ 市外団体
使用施設		
使用日	年 月 日 ()	
時間区分	時 分から 時 分まで	
使用目的 (具体的に)		
使用予定者数		
減額・免除の 申請理由		
※	使用料	円
減額・免除の	減額・免除の額	円
申請額	減額・免除後の使用料	円
備考		

※印の箇所は記入しないでください。

..... 下欄には記入しないでください。

決裁区分						
内容等	1	減額・免除する。		円		
	2	減額・免除しない。		理由		
		備考				

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

三鷹市総合保健センター使用料還付申請書

(あて先) 三鷹市長

申請者	住所
	氏名 ⑤
	電話

年 月 日付で納入した施設の使用料について、次のとおり還付を申請します。

団体名				
代表者名				
使用施設	使用日	時間区分	納入済 使用料(円)	還付額(円)
			※	※
還付理由				
還付申請金額合計			円	

備考

- ※欄の記入は不要です。
- 本申請書に、使用料領収書を添付してください。

..... 下欄には記入しないでください。

※上記のとおり還付します。

決裁 区分				

様式第 1 号（第 2 条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）

様式第 3 号（第 5 条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（追加〔平成28年規則55号〕）